

建設業者等の皆様へ

前金払制度の改正について

山形市水道部が発注する **建設工事** に係る前金払制度について、以下のとおり改正します。

1. 中間前金払制度を導入します

- 工事着手時の前金払（契約金額の10分の4以内）に加え、工事の中間段階において、さらに前金払（契約金額の10分の2以内）を請求できる「中間前金払制度」を導入します。
これにより、最大で契約金額の10分の6以内まで、前金払の請求が可能となります。
 - 対象となる工事
契約金額1件1000万円以上の工事で、当初の前金払（契約金額の10分の4以内）の支払いを受けている工事を対象とします。
 - 請求の要件
「工期」「工程」「経費」において、2分の1を超えている場合に請求が可能です。
- ※ 請求にあたって、部分払のような出来形検査はありません。

2. 前金払の上限額（2億円）を撤廃します

- これまで「工事1件あたり2億円」としていた、前金払の上限額を撤廃します。

3. 130万円以上の工事から前金払の請求が可能になります

- これまで前金払の下限を定めていた「運用基準」を改正し、契約金額が130万円以上の工事から前金払の請求が可能になります。

実施期日

平成21年2月1日（同日以降に契約を締結した工事について適用）